

精華町教育委員会議事録

令和3年（第10回）

1 開 会 令和3年10月26日(火) 午後2時30分
閉 会 令和3年10月26日(火) 午後4時15分

2 出席委員 川村教育長 新司委員 高岡委員 松下委員
井上委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

浦本教育部長	杉本総括指導主事
俵谷学校教育課長	田原生涯学習課長
平井学校教育課係長	

5 傍聴者 0名

6 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第10回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和3年第9回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

・全員承認

(3) 教育長報告事項

10月中旬以降は、小・中学校の修学旅行が実施されてきており、感染が広がるということもなく、無事に帰って来ている。実施できなかった学校については、日帰り旅行に切り換えて順次行う計画をしている。

運動会、体育大会は規模を縮小して学校ごとに工夫して実施しているが、本日の精華中学校の体育大会は雨のため延期になった。

10月16日、山城地方中学校駅伝競走大会が行われた。今年は高山ダム

周辺のトイレ等施設が修理中のため、太陽が丘での開催となった。男子42校、女子39校が参加。密を避けるため駅伝方式ではなくトラック周回タイムを積み上げていく方法が採られた。精華西中学校が4位となり、府大会への進出を決めている。なお、今後の府大会が山城地域で開催されることを想定し、太陽が丘の公園内を走るコースが検討されている。

山田荘小学校、精北小学校のトイレの洋式化、ドライ化の本年度分の工事が完了。

9月30日、相楽地方教育長会を開催し、いったん延期としていた相楽地方の教育委員・教育長合同研修会は今年も開催を見送ることで決定した。

精華町まちづくり実施計画において、中学校給食を実施する防災食育センターの運営体制としては、平常時は民間委託によることを想定している。今後、この教育委員会の場で、食材の搬入、研修、調理、配送、配膳、盛りつけ等一連の作業、それに伴う事務的なこと、また、専門職員の配置等も含め、具体的に運営に関する方針を議論していきたい。

(4) 議決事項

議案第16号 精華町教育委員会基本規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

改正内容の1点目は、緊急その他やむを得ない事由があるときに実施する委員会の書面表決について、表決結果の法的根拠を確保するため、教育長の臨時代理制度を整備するものである。

昨年の4月、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、全都道府県を対象とする緊急事態宣言が発出され、京都府を含む13都道府県が特定警戒都道府県に指定されたことから、緊急でやむを得ない事由があると判断し、対面による教育委員会の開催を中止して書面表決を実施させていただいた。本規則及び上位法である地教行法に、この書面表決に関する規定が存在しないことから、令和3年度精華町議会定例会9月会議において、書面表決を実施したことについて、法的根拠や妥当性、そして事前に書面表決に関する規定を整備すべきではないかと問われる状況となった。これを受けて、京都府市

町村教育委員会連合会事務局に文部科学省ではどのような見解をされているのかを問い合わせたところ、あくまでも緊急でやむを得ない事由がある場合に、例外的な対応として実施される限りは、規定がないことをもって書面表決が違法で、議決内容が無効であるとまでは言えないという見解であるとの回答を得た。

また、関連法令や例規において書面表決の手続を規定することは、教育委員会が合議制を採用していることとの矛盾が生じることとなる。教育長の臨時代理に関する規定を設けてはどうかとのアドバイスがあった。

議会では、違法性がないことと、今後、臨時代理の規定を設けることを検討する旨、答弁を行った。

今後も緊急性や、コロナ等の社会情勢により、書面表決を実施させていただく際には、これまで同様、委員の皆様事前に十分説明をさせていただき、可能な限りご意見等も頂戴した上で実施する。臨時代理の手続が整備されれば、書面表決の結果に沿って教育長が臨時代理をすることにより、書面表決だけを行った場合と比較して、法的根拠を得ることになることから、委員会の運営上もより望ましい見直しになると考えている。

なお、臨時代理を行った場合は、次の教育委員会の会議で報告する義務が課せられる。

改正内容の2点目は、教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の教育委員会への報告について、報告義務を重要な事務などに限定するものである。

地教行法第25条第3項では、教育委員会が教育長に委任した事務については、教育委員会規則で定めるところにより、その状況を教育委員会に報告しなければならないとされている。

しかし、教育長に委任されている事務は膨大であり、実務上教育委員会に報告すべき内容を随時判断させてもらっていること、また、近隣の他市等では報告を重要な事務等に限

定する旨の規定が設けられているところが多いことから、本町でも報告義務の対象を限定する改正を提案させてもらうもの。

井上委員 臨時代理を行った後は、会議で報告があるのか。また、今後緊急やむを得ない時は、全て教育長が臨時代理を行うということか。

教育部長 事案があった場合、書面を持ち回らせていただき、ご説明させていただいた上で、書面表決の賛否をとる形で採決をさせていただく。その後、臨時代理を行った場合は、直近の会議でその結果を報告させていただく。

この議案はあくまでも昨年4月のコロナによる開催中止や、大きな災害などが生じて定例の教育委員会が開催できない事態となった場合を想定しているため、教育委員会でご判断いただくような内容を全て教育長が臨時代理をするということではない。

井上委員 臨時代理を行ったという報告に対して、再度検討することや、反対意見が多い場合は、動議を出して再度意見を述べることはできるのか。

川村教育長 書面表決を可とする規定は存在しないが、臨時代理権があるのを理由に教育委員の皆さんのご意見を聞かないという運用はしてはいけないし、決してそうではないので、ご安心いただきたい。

大災害が起こり委員の方と連絡がとれない等、どうにもならない時は事前の書面表決なしで即臨時代理を行うという事態も起こりうると思うが、そういった場合を除いて、書面表決を法的に裏付けるものとして臨時代理権を行使する。

教育部長 井上委員から指摘いただいた課題点のうち、会議における

報告の位置づけについてだが、本町で考えている運用の方法としては、何か判断を要するものではなく、情報として教育委員の皆さんに知っておいていただきたい内容を報告させていただいているものである。

法令規則で定めがあるような判断を伴うものについては、議案として提案をさせていただく等、その基準に沿った形で行う。

川村教育長　これは委員と教育長の権限に関わる非常に大きい問題ではあるが、京都府やその他市町村では規定を整理されており、本町でも必要なものと思っているので、十分ご理解いただきたい。

繰り返しとなるが、臨時代理権をいきなり行使するということが頻発すれば、教育委員会の存在意義がなくなってしまうので、委員の皆さんのご意見をあらかじめ伺った上で臨時代理を行う形を基本とし、それすら間に合わない場合のみ、やむを得ず判断することもあるということである。

(採決一全員挙手により原案どおり決定)

(5) 事務局からの諸報告

教育部長　1　新型コロナウイルス感染症関係の対応状況について

緊急事態宣言は9月30日で全面解除。本町では10月に入ってからの新規感染者は1名にとどまっており、10月26日時点で累計335名。町内の小・中学校では、京都府教育委員会からの通知に準拠しながら、徐々に様々な制限を緩和し学習活動や修学旅行、運動会などの学校行事を再開している。

京都府からは、これまでの基本的な感染症対策を継続しながら、社会経済活動を進めていくため、慎重な行動を求められている。

町内の公共施設などでは、21時までの時短営業を解除、

教育委員会関係では体育施設などを10月22日から22時までの通常営業に戻した。

10月25日時点で、町内の12歳から15歳のワクチン接種対象人数は1,641人、その内2回接種を終えている児童生徒が886人、接種率は54%となっているが、10月末には接種率は69%程度になる見込み。

年代別に見ると、比較的若い層にまだ接種していない方がいるという状況である。

教育部長 2 働き方改革について

昨年4月と5月は臨時休業だったため、前年度の6月以降と本年度の6月以降を比較したところ、小・中学校ともにほとんどの月において前年度より時間外勤務は減少している。

今年度からは時間帯別でも分析を進めており、中学校では平日深夜、土日祝日の勤務をどう減らしていくかが課題となっている。

山城教育局管内教育委員会の第1回教育部長・次長会で、働き方改革に関する情報交換をしたが、各市町村、働き方改革については決定打がなく、どのように進めていくか悩んでいる状況である。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

9月の問題事象はなし。

不登校は9名。8月と合算した不登校数は10名。

(2) 中学校

9月の問題事象はなし。

不登校は34名。8月と合算した不登校数は36名。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

小学校、中学校ともになし。

総括指導主事 3 山城駅伝大会について

教育長報告にもあったように、10月16日に太陽が丘で行われた同大会において精華西中学校の男子チームが4位に入賞。11月14日に丹波自然運動公園で開催される府大会への出場が予定されている。

総括指導主事 4 各学校の宿泊を伴う行事について

保護者や地域の方から、行事の実施の可否が各校によって異なる形となったことについて、行かせてあげてほしい等、電話やメールでご意見を頂戴している。大変残念に思っているのは我々も同じであること、実施時期の違いにより感染状況が影響してこのようになってしまっていること、代替の行事の実施を検討していること等をご説明し、ご理解をいただけるよう努めている。

学校教育課長 1 中学校給食に関するこれまでの取組経過と、防災食育センターの建設及び中学校給食の実施に関する全体的なスケジュールの見通しについて

平成23年の10月に、「町立中学校完全給食実施を求める決議」が可決。

これを受けて小・中学校の児童生徒、保護者に対しアンケートを実施し、翌年有識者などによる「子どもの食のあり方懇談会」を設置。これらの報告、結果を踏まえて、学校給食の実施に関する基本的な事項としてとりまとめ、教育委員会にて可決をいただいた。

その後、中学校給食の早期実現に向けた住民運動も起こるなかで、住民から意見の募集や、継続しての内部検討を進め、平成29年度、今後の学校給食や食育の指針となる学校給食基本構想を策定し、平成30年度、防衛省の補助金活用を前提として、大規模な自然災害への備えとし、教育環境や生涯学習環境の充実と安全安心のまちづくりを考えた「まちづく

り基本構想」を策定。この構想の中で、単独の学校給食施設ではなく、災害発生時における炊き出し機能も備えた施設として「防災食育センター」の整備を検討することとなった。

令和元年度に「まちづくり基本計画及び実施計画」を策定し、さらに具体的な取組を進めるため、教育委員会事務局として小・中学校の学校給食に関する運営方針について決定した。

今後のスケジュールについては、センター本体の工事は今年度から着工予定。現在入札の執行に向けて取り組んでいる。「建築工事」、「電気設備工事」、「機械設備工事」に分け、それぞれの施工業者を決定した後、3年度にわたって進めていく。

完成は令和5年5月末の計画。センター方式での中学校給食の実施に伴い、各中学校には配膳室を設置。

精華中学校については、以前の改築の際にあらかじめ設置をしているため一部の改修のみで対応、精華南中学校と精華西中学校は新たに設置するため、令和4年度に施工する。

事務室の机椅子、ロッカー等、センター管理運営上必要となる備品類については、令和4年度予算に計上するために、現在、必要な物の選定、数量の積算を行っている。令和4年度中に契約をし、令和5年度のセンター引渡し後に納品予定。

配送用のトラックは3台で計画し、令和4年度中に取得予定。

これまでに教育委員会で報告させてもらっているとおり、中学校給食の運営について、民間委託を採用する方向で調整し、現在は委託業務の範囲を検討中。この内容については、来月の教育委員会で中学校給食の運営に関する基本事項として提案させていただき、委員の皆様のご意見をいただいた後、方針決定を行っていききたい。

現時点では、プロポーザル方式により令和4年度中に業者を決定、契約を締結したいと考えており、令和5年度の2学期から業務開始と考えている。また、安定した運営を行うた

め、5年間の複数年契約を検討中。

一般事務職2名、管理栄養士1名をセンター勤務職員として配置を考えているが、別に京都府から栄養教諭1名が中学校に配置される見通しである。

本町では学校給食委員会という組織を立ち上げ、小学校給食における給食指導、献立作成、物資選定、その他の調査研究などを行い、小学校全体での統一的基準などを決定している。中学校給食も、学校給食委員会で小・中学校全体を取り扱うこととして整理、調整していきたい。

令和5年度に入ってから、できるだけ早期に保護者に向けた説明会、教職員への説明会・研修会などを実施していきたい。また、関係者による試食会やプレ給食の実施も検討事項としている。

学校教育課長 2 防災食育センター及び学校配膳室について

センターの建設場所は、精華中学校と精華聖マリア幼稚園の間の場所で進めている。

精華南中学校の配膳室については、既存校舎の一部を改築して設置するが、エレベーターが未設置であるため、いわゆる給食用リフトを設置する計画としている。南側の門から配送のトラックは入場するが、このルートは生徒の学校活動上の動線になっていないため安全面も問題がないものと考えている。

精華西中学校については、校舎の一部改築で対応する予定であったが、配膳室の機能やクラス数を考慮した結果、現在は別途増築する案で検討中。増築予定の場所は、配送ルートの面でも生徒の学校活動上の利用が少なく安全な配置であると考えている。

学校教育課長 3 通学路における合同点検の結果を踏まえた対策について

リストアップした小学校指定通学路の点検箇所、全27箇所について、関係機関等による合同点検を実施し、各小学校

区ごとに9月9日、13日、15日の3日間で完了させた。合同点検の結果を踏まえ10月13日に対策検討会議を開催、その結果を京都府に報告した。

警察での対策は、信号機の設置や時間調整、横断歩道の復旧、その他取り締まりや指導の強化等で17件。

道路管理者での対策は、歩道踏切の整備、道路拡幅、路面標示の追加・復旧、注意喚起や啓発サインの表示、横断旗の設置等で24件。学校及び教育委員会の対応分としては、主に通学路の変更などを検討する対策で、9件となった。

この内容については、毎年内容の確認と対策について協議をしている「通学路交通安全プログラム」と一体化し、関係機関を集め継続的な取組を進めていく考えである。

生涯学習課長 1 移動図書館利用者アンケートの実施について

移動図書館車を来年3月末の納期で発注を完了したところだが、令和4年度からの新移動図書館車の運行に当たり、巡回ルートの見直しを含め、利用者サービス向上のために、利用者アンケートを実施する。アンケート配布期間は10月26日から11月19日まで。実施方法は、移動図書館車と図書館の本館でアンケート用紙を配布、11月26日を期限に回収を予定。

移動図書館車利用者向けに配布するアンケートと、図書館の本館で配布するアンケートの2種類を用意し、ホームページにも掲載中。

来年1月中に集計と分析を完了し、巡回ルート見直し等に活用させていただく。

川村教育長 ここまでの報告についてご意見あればお聞きしたい。

松下委員 京都府でも数年連続で不登校数が増加している。精華町では昨年度と比較して小学校は大きく変わらないが、中学校は27名から34名に増えているため、今後注視してもらいた

い。

また、学校訪問の際、精華西中学校では別室登校の生徒がカメラを通してオンライン、ライブで授業を受けていた。子どもにとって安心する材料になると思うが、映像のみで音声がなかった。映像と音声の両方をライブで受けられるようになれば、更に安心してもらえると思うので、検討をお願いしたい。

学校教育課長 教室後方に iPad を設置して、内蔵のカメラとマイクを使用して、オンライン配信していたものと思うが、先生から離れてしまうと音声を拾いにくい傾向がある。

以前、家庭との接続でライブ配信のモニターテストをした際には、教室の真ん中あたりに設置をすれば、小さいが一定音声も拾っていた。今回、精華西中学校がどこに機器を設置して配信していたかは確認できていないが、先生から離れた位置に設置すると聞こえにくくなるため、別にマイクを用意をする等の工夫をすれば一定音声も聞き取りやすくなると考えている。

松 下 委 員 給食について 3 点お話をさせていただく。

1 点目、どのような給食を中学生に提供していくかは大きな問題だと思う。子どもにとってはおいしいことが第一。業者を選定されていく中で、その点もぜひ検討していただきたい。

2 点目、防災食育センターの設計について、勤務する職員の駐車場の確保がされていないように見える。配送用の車が動けるスペースはゆとりを持っているように感じるが、働く側の駐車場について教えていただきたい。建物の西側にある空き地との関係性についても説明いただきたい。

3 点目、アレルギー対応の問題がとても気になっている。食物アレルギーは子どもによって状況がまったく異なり、対応を誤れば大変なことになる。以前に、アレルギー対応食を

調理する特定の場所は確保せず、アレルギー品目だけを抜いて調理すると聞いているが、その後変更があれば教えてほしい。

学校教育課長

1点目について、事務局としては、中学校給食は民間委託の方向で進めてきたが、これはあくまで事務局内部での決定であるため、次回会議では調理の中身や提供方法等の細かい内容についてではなく、どういった内容を委託していくのかという部分、運営に関する基本的事項について方針決定をいただきたいと考えている。

2点目について、センター職員の駐車場は敷地内で場所が確保できればそちらに止めていただき、確保ができなければ、精華中学校と隣接しているため、精華中学校に勤務される教職員と同様の形で確保する。

松下委員ご指摘の西側空き地については、現状、はっきり何をするかが決まっている場所ではないが、中学校では、大勢の来客時の駐車場等に使用する等、必要に応じて活用をされている。

3点目について、中学校給食でも小学校給食のアレルギー対応が基準になると考えている。小学校給食でのアレルギー対応は、いわゆる除去食、アレルギーの対応食品を完全に除去した状態で提供するのが基本。実際に今対応されているのは卵のみと聞いているが、まずはこれを基本として、中学校給食でも進めていく。

個別にアレルギー対応食を調理するのではなく、あくまでも調理段階の中で抜いたものを子どもへ提供する形になるが、混入を防ぐために、センター内でアレルギー対応をする場所としてセンターの1階、和え物室の付近にアレルギー対応スペースを整備する予定。

教 育 部 長

駐車場についてお話をさせていただく。町有施設では、役場のように来客がある公共施設には敷地内に来客用の駐車場

を設けるが、来客の有無に関わらず、職員用の駐車場として広い面積を専有する場所は敷地内には設けず、別の場所で職員駐車場を設けることを基本的な考えとしている。

川村教育長 食育等で2階のスペースを使いイベントをする際の来客駐車場はどうするのか。

教育部長 その場合は、精華中学校の来客用の臨時駐車場をお借りする等して対応するが、頻繁にイベントをするような状況にはないと考えている。

松下委員 職員は別の場所でもいいと思うが、来客用の駐車場2、3台分があればいいと思う。

教育部長 この敷地の中に駐車するのは、時間帯によっては配送車両や納入業者の車両が多く往来するため、非常に邪魔になってしまう。そのため、来客用の駐車場については敷地外での確保を検討していきたい。

アレルギーについては、通常の調理ラインとアレルギー対応ラインをしっかりと分けて混入を防ぐ。まずは図面で明確に表示したい。既に建築工事の手続きが進んでいるため大きな設計変更はできないが、ご心配やご懸念がなくなるよう、しっかりと分離、混入をしない対策を講じ、議会に対しても説明できるようにしたい。

また、小学校給食は美味しいという評価をいただいている。小学校の今までのよかったところを引き継ぎ、いただいたご意見を踏まえて、民間でセンターを運営しても美味しい給食が提供できるようにしたい。

松下委員 民間委託では、時が経つにつれ少しずつ味が下がっていく可能性がある。定期的に試食会をする等、チェックすることが大事だと思う。

新 司 委 員 献立の中に子どもたちの希望を入れてあげるとともに、精華中学校は校舎が隣であるため問題ないが、他2校については配送する時の保管の体制もしっかり取り、冬場は特に冷めないよう運営してほしい。

学校教育課長 調理したものを入れる食缶や、配送車両も含め、保温保冷性能をしっかり持ったものを使用し、温かいものを温かいまま提供できるように努める。自校方式の学校給食に劣らず、できる限り同等の水準を保つ形で提供できるよう対策を取っていく。

川 村 教 育 長 先ほど報告した内容の繰り返しになるが、センター運営の一部を民間委託することについて、精華町まちづくり実施計画の中で民間委託を想定と記載されているが、改めて民間委託する業務の範囲を、委託によるメリットを押さえ、教育委員会として意思決定していく必要があると考えている。

先ほど教育委員会基本規則改正に議決いただいたが、センター運営についての内容は、教育長に委任されていない、とても重要なものであると思うため、十分ご意見を頂戴し、議論を経て決定していきたい。

事務局への質問となるが、食材等の調達は、一定の購入費を業者に渡して業者が行うのか、町側で発注して作業のみを業者に任せるのか、どちらになるのか。前者だとすれば、業者が営利主義に走るおそれが生じてくると思うが、どうか。

学校教育課長 小学校では、学校給食委員会で全体的な決まりごとや、方向性などを決めているが、その中で食材の選定、納入業者等を決定し、その結果、小学校全体で統一された形で食材を提供してもらっている。中学校についても同様に、学校給食委員会で決定した業者での発注という形にしたいと考えている。

また、調理器具や消耗品関係については、業者への委託範囲に含めるか、こちらで調達して提供するか、どちらが良いかを研究しているところである。

川村教育長 近隣の市町村でも、食材の仕入れに関しては今の説明のようなやり方をしているのか。

学校教育課長 全て調べているわけではないが、以前視察した他市では、中学校と小学校で別々に行っておられ、本町で考えているような統一した形ではなかった。一方、調理器具や消耗品関係については委託の範囲に含めているとのことなので、参考として検討しているもの。

松下委員 通学路に関連して、私が住んでいる学区には指定の通学路ではないが国道の抜け道になっている細い道があり、スピードを出している車がいて危険なので、高齢者を含めた住民の安全という部分で、対策を講じてもらえたらと思う。

学校教育課長 今回は指定通学路上の必要な箇所をリストアップして資料をまとめたが、これまでにPTAや自治会等で伺った要望、内容については別途取りまとめを行い、対策を継続的に取り組んでいきたい。通学路だけではなく、住民全体の安全を含め、教育委員会だけでなく、町の道路管理者、交通安全の担当部署などと情報共有しながら今後の対策をしていく考えである。

(6) 後援関係

9月から10月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数4件、学校教育課関係が0件、生涯学習課関係が4件で、内訳は社会教育係が4件、社会体育係と図書係は0件である。

(7) 11月の行事予定

1 1月5日、6日で東光小学校、22日、23日で精北小学校の6年生の修学旅行が予定されている。また、13日には町内小学校で運動会が開催予定。21日には第18回精華町子ども祭りの開催を予定している。

(8) 閉会

教育長が第10回教育委員会の閉会を宣言。